

保育所入所選考基準

項目	詳細		基準点数
就労	勤務時間が1か月に170時間以上		35
	勤務時間が1か月に140時間以上、170時間未満		33
	勤務時間が1か月に110時間以上、140時間未満		31
	勤務時間が1か月に80時間以上、110時間未満		29
	勤務時間が1か月に64時間以上、80時間未満		27
妊娠・出産	妊娠・出産		24
傷病・障害	傷病	申込児童を保育していた者が急病等のため入院した場合（入院期間が1か月を超えるものに限る）	50
		入院を要する期間が1か月以上必要	35
		常時臥床の状態にある。	35
		通院が1か月以上必要	22
	障害	最重度の障害（重度の障害が2つ以上、要介護5）	35
		重度の障害（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1・2級、要介護4）	30
中度の障害（身体障害者手帳3・4級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳3級、要介護3）		20	
介護・看護	医療機関に入院した者の付添い看護等をする。		30
	常時臥床の者の介護をする。		30
	通院が1か月以上の者の付添いをする。		15
	最重度の障害（重度の障害が2つ以上、要介護5）のある者の看護等をする。		30
	重度の障害（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1・2級、要介護4）のある者の看護等をする。		25
	中度の障害（身体障害者手帳3・4級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳3級、要介護3）のある者の看護等をする。		15
	障害児（者）の通学に常時付添いをする。		15
災害	災害の復旧に当たっている。		50
就学	就学	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設などに在学していること 職業能力開発促進法、職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法等に規定する職業訓練などを受けていること	21
求職活動	求職活動	生計の中心であった者が失業した場合	24
		上記以外の場合	1
		利用申込時点で勤務時間数が基準を満たさず、入所後に基準を満たす旨の誓約をしている場合	5

項目	詳細	調整点数	
調整点数	ひとり親家庭の場合	54	
	ひとり親家庭で内職の場合	13	
	ひとり親家庭で求職活動中の場合	16	
	生活保護世帯で、就労又は求職活動の要件に該当する場合	5	
	虐待やDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な場合	54	
	申請児童が障害者手帳等を交付されている場合	10	
	産後休業、育児休業及び介護休業の満了に伴い同一職場へ復職する場合	10	
	上記休業の取得に伴い保育所を退所し、同一保育所へ再入所を希望する場合	10	
	市内の認可された保育所、認定こども園、小規模保育事業及び家庭的保育事業（以下保育所等という。）又は幼稚園で保育士、幼稚園教諭若しくは看護師として就労(内定)している場合	月に120時間以上	35
		月に120時間未満	10
	既に兄弟姉妹が保育所に入所している場合	10	
	兄弟姉妹（多胎児を含む。）が同一の保育所の利用を希望する場合	10	
	第3子以降の申込みの場合（兄弟が2人以上保育所等に入所し、又は申込みしている場合に限る。）	5	
	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童	10	
	認可外保育施設若しくは保育所等の一時預かり又は幼稚園の預かり保育を定期的に利用している場合（申請月直近でリフレッシュを除いて週3回以上利用している場合）	10	
	現在求職活動中であることが分かる書類（ハローワークカードの写し等）を両親ともに提出できる場合（両親ともに求職活動の要件で申込みしている場合に限る）	11	
	内定した保育所等を辞退し、別の保育所等を申請した場合（病気等やむを得ない場合を除く）	-10	
	同居の65歳未満の祖父母の保育を必要とする理由が確認できなかった場合	-10	
	正当な理由なく保育料（兄弟姉妹等の保育料も含む）の滞納がある世帯の場合	納付のない月が3か月以上6か月未満の場合	-5
		納付のない月が6か月以上の場合	-10
他市区町村からの入所委託の場合	-30		
その他福祉事務所長が認める場合	10～100		

【その他事項】

- ・基準点数については、児童の父母それぞれの点数を合算する。
- ・父及び母の基準点数が複数の項目に該当する場合は、原則基準点数が高い項目の点数のみとする。ただし、妊娠・出産に該当する場合は妊娠・出産の基準点数とする。
- ・この表における「勤務時間」とは、出勤から退勤までの時間（休憩時間を含む）を基本とする。
- ・調整点数については、世帯を単位として加点する。ただし、第3子以降の申込みの場合や小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童の加点等については、児童ごとの加点とする。
- ・既に兄弟姉妹が保育所に入所している場合の加点については、兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所の利用を希望する場合の加点を受けている者は除く。
- ・認可外保育施設又は保育所等の一時預かりを利用している場合の加点については、産後休業、育児休業及び介護休業の満了に伴い同一職場へ復職する場合の加点を受けている者は除く。
- ・内定した保育所等を辞退し、別の保育所等を申請した場合の減点については、辞退した年度内のみ反映とする。
- ・保育所等に入所している者の転園希望については、上記の定めに関わらず点数を0点とする。ただし、次の（ア）、（イ）に該当する者の転園希望は除く。
 - （ア）教育標準時間認定（1号認定）を受けている者
 - （イ）入所希望月の締切日時時点で、既に保育認定（2号認定もしくは3号認定）を受けている兄弟姉妹が在籍する施設への転園を希望する者
- ・保育所等利用申込みに係る重要説明事項確認書の⑩のB「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。」及び育児休業に関する同意書・申出書の2の（2）「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合、点数は付かず、-100点となる。

- ◎ 基準点数に調整点数を加えた点数が高い世帯の児童から入所するものとする。同点となった場合は、以下の項目の①から順番に選考することとする。

優先順位項目

①希望順位	希望順位の高い世帯を優先する。
②調整点数の合計点	調整点数の高い世帯を優先する。
③所得割額	所得割額の低い世帯を優先する。